

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年9月14日 (第2回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	三原市 (34204)
地域名 (地域内農業集落名)	上徳良・下徳良地区 (児田、津久、後谷、前谷、国兼、信末、津久、影久、光永、秋郷、安田、後側、前原、市場、下市、大原(平原、大石)、末貞、東深見、西深見)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	390 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	368 ha
② 田の面積	347 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	43 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)④、⑤については、具体的な農地、具体的な時期まで把握していないため、未記入とする。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

上徳良・下徳良地区は、市内北部にある大和町の中心部に位置し、平地部と山間部からなりたっており、農用地面積は390haで、内訳として田が347ha、畑が43haと水田面積が8割以上を占め、水稻栽培が盛んな地域である。また、圃場整備された圃場面積が206haあり、現在新たに圃場整備を行っている地域もある。

地域内に認定農業者10経営体(個人3戸、法人7組織)が存在し、経営面積は64haとなっている。水稻以外でも、牧草、WCS、桃や市の振興作物である白ねぎの栽培も行われている。

40代や50代の比較的若い認定農業者もいるが、農業者全体を見ると高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題である。また、イノシシやシカ等の鳥獣被害も多く、被害防止対策が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主要作物としつつ、野菜等の地域特産物を含め生産を振興していく。特に白ねぎについては、認定農業者が中心となって、加工品などの生産による高付加価値化も含め、水田活用直接支払交付金の活用や、JA等と連携し生産を行っていく。また、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めていく。

農用地や農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人等)への農地の集積・集約化を基本とする。また、農業を担う者へも効率的な農地利用をすすめる。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	18	%	将来の目標とする集積率
			20 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用することで、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携し、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の高齢化により、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県・市・農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の斡旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等の農作業受委託事業を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう補助による侵入防止柵設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があつた場合には、有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。
- ③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。
- ⑤地域特性を踏まえた品目の生産振興を図るとともに、生産性向上を図っていく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑨畜産農家から提供された堆肥を散布し、畜産農家へ稲わらやWCS、飼料作物を提供する耕畜連携を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託 面積	経営作物等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	A	水稻	12.9 ha	ha	水稻	12.9 ha	ha	A	
認農	B	水稻	22.1 ha	ha	水稻	22.1 ha	ha	B	
認農	C	水稻	9.1 ha	ha	水稻	9.1 ha	ha	C	
認農	D	花き・花木	4.5 ha	ha	花き・花木	4.5 ha	ha	D	
認農	E	水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	E	
認農	F	水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	F	
認農	G	水稻	9.4 ha	ha	水稻	9.4 ha	ha	G	
認農	H	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	H	
認農	I	野菜	1.0 ha	ha	野菜	1.0 ha	ha	I	
認農	J	野菜	1.2 ha	ha	野菜	1.2 ha	ha	J	
利用者	Z1	水稻	0.1 ha	ha	水稻	0.1 ha	ha	Z1	
利用者	Z2	水稻	6.4 ha	ha	水稻	6.4 ha	ha	Z2	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		70.3 ha	0 ha		70.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。